

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症に対する公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設
の対応について（改定）

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、下記のとおり対応についてお願い申し上げます。

- 1 在園児と同居する家族が接触者もしくは濃厚接触者に指定された場合
 - (1) 同居する家族のPCR検査の結果が出るまでの間は家庭保育にご協力ください。PCR検査の結果が陰性であった場合は、翌日から登園していただいて構いません。なお、濃厚接触者に指定されたご家族につきましては、自宅待機期間中の送迎は控えてください。
- 2 在園児または同居する家族が発熱等体調不良の場合

在園児が発熱等体調不良の場合は家庭保育をお願いします。また、同居する家族が発熱等体調不良の場合も、強制ではありませんが感染拡大を防止する観点から可能な限り家庭保育にご協力ください。（家庭保育が難しい方は、病児・病後児保育室こあらをご利用ください。）
- 3 在園児が濃厚接触者に指定された場合
 - (1) PCR検査の結果陰性であったとしても、保健所が指示した日までは自宅待機とし登園は控えてください。
 - (2) 濃厚接触者に指定された場合には、必ず園に連絡してください。
- 4 在園児または職員が陽性となった場合
 - (1) 治癒するまでの間は自宅待機とします。
 - (2) 陽性となった場合には、必ず園に連絡してください。
 - (3) 陽性者に対する保健所の調査により、濃厚接触者に指定された在園児については、「3」のとおり対応してください。なお、園への連絡は不要です。
 - (4) 施設については、感染拡大防止の観点から、保健所指導のもと至急消毒作業を行います。
 - (5) 感染拡大防止にかかる衛生的観点と保育の再開に向けた諸準備を行うため、園内の接触者および濃厚接触者のPCR検査結果が出るまでの間や消毒作業等を目的に数日間休園する場合があります。また、複数の保育士が濃厚接触者に指定された場合は、保育体制が整うまでの間、保育再開後も長期間休園する可能性も出てきますのでご理解とご協力をお願いします。
 - (6) 園内で接触者および濃厚接触者に指定されなかった在園児についても、感染拡大防止の観点から、休園期間中は、他の施設で実施している一時保育事業等の利用は極力控えていただき、家庭での保育をお願いします。
 - (7) 市内の一部施設で休園となりましても、その他の施設については、通常どおり保育を行います。
- 4 利用者負担額（保育料）について

市幼児課および園からの要請で家庭保育にご協力いただいた日数や休園期間中の保育料については、日割り計算で返還することとし、翌月以降の保育料で調整させていただきます。また、接触者に指定され、PCR検査の結果が出るまで家庭保育していただいた日数や濃厚接触者に指定され、保健所から自宅待機の指示があった期間についても、同様に日割り計算で返還することとします。

5 問い合わせ先

彦根市子ども未来部幼児課幼児総務係

〒522-0041 彦根市平田町 670 番地（彦根市福祉センター2階）

TEL0749-23-9597 / FAX0749-26-1768

E-mail : jidokatei@ma.city.hikone.shiga.jp